

薬生食輸発0301第2号
令和4年3月1日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産発酵茶のアセフェート、ベトナム産きびの臭素、台湾産養殖鰻のレバミゾール及び中国産にらのクロルフェナピル)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年2月28日付け薬生食輸発0228第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、インド産発酵茶のアセフェートについてモニタリング通知の別表第2から削除することとした。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、ベトナム産きびの臭素をモニタリング通知の別表第2から削除し、台湾産養殖鰻のレバミゾール及び中国産にらのクロルフェナピルをモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。